

魚津市告示81号

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月17日

魚津市長 村椿 晃

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより宅配荷物等の再配達を抑制させ、もって温室効果ガス排出量の削減を図るため、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅配ボックス 配達された物品の一時保管のための固定型宅配ボックス及び簡易型宅配ボックスであって、次のいずれにも該当するもの
ア 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートル以上ある物品を収容することが可能なもの

イ 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具（以下「固定具等」という。）で固定されたもの又は固定できるタイプのもの

ウ 正当な受取人のみが受領できるセキュリティ機能（鍵、ダイヤル錠、カード認証等）を有しているもの

エ 防水性があり、宅配物を安全に保管できるもの

オ 収納した物品が外から見えないようになっているもの

(2) 固定型宅配ボックス 土地、建物、工作物等に固定する宅配ボックス

(3) 簡易型宅配ボックス 土地、建物、工作物等に固定しない宅配ボックス

(補助対象者及び補助金の交付)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲

内で補助金を交付する。

- (1) 申請日時時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある個人であること。
- (2) 申請日の属する年度に、宅配ボックスを購入し、自らが居住する市内の住宅（前号の住民基本台帳に登録されている場所と同一のものに限る。）に設置し、及び固定していること。
- (3) 第1号に規定する者と生計を一にする世帯員全員が規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。
- (4) 当該年度において、本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、宅配ボックス及びその付属品（盗難防止器具等）の購入費及び設置工事に係る費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かる領収書等の写し
- (2) 設置した宅配ボックスの仕様等が確認できるカタログ等
- (3) 宅配ボックス設置後の確認写真
- (4) 口座情報が分かるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金不交付決定通知書

(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(電子情報処理組織による電子申請等)

第8条 第6条の規定による申請は、魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例(令和3年魚津市条例第2号)及び魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則(令和3年魚津市規則第2号)で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、第7条第1項に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付決定及び額の確定取消通知書(様式第4号)にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 交付決定者が、第3条第5号に該当しないことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(関係書類の保存)

第10条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第9条及び第10条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 氏 名

住 所 〒 —

魚津市

連絡先 — —

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、報告します。

なお、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱第 3 条第 3 号に規定する交付要件を確認するため、申請者及び生計を一にする世帯員全員の住民基本台帳登録及び市税等の完納要件について担当職員が確認することを承諾します。

記

1 申請内容

宅配ボックスの種類	<input type="checkbox"/> 固定型※土地、建物等に固定するタイプ			
	<input type="checkbox"/> 簡易型※土地、建物等に固定しないタイプ（バッグ型等）			
購入日	年 月 日			
購入価格 ※ クーポン等を使用した場合は、値引き後の価格 ※ 設置工事が必要な場合は、工事費も含める。				円
補助金交付申請額 ※ 購入価格 × 1/3（1,000 円未満切り捨て） ※ 上限金額 10,000 円				円
確認事項	<input type="checkbox"/> 設置場所は、申請者住所と同じです。			
	<input type="checkbox"/> 同一世帯で重複申請はありません。			
	<input type="checkbox"/> 複数の世帯が共同で使用するものではありません。			
	<input type="checkbox"/> 本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていません。			
	<input type="checkbox"/> 魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱の規定に従うことを誓約します。			
	<input type="checkbox"/> 申請内容及び添付書類に虚偽はありません。			

2 添付資料

申請者	窓口 使用欄	添付書類名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	領収書の写し ※購入先、品名、購入・設置費等が具体的にわかるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設置する宅配ボックスの仕様が確認できる書類（カタログ等） ※カタログが無い場合は購入した宅配ボックスの仕様（縦×横×高さ）を記載 （仕様：_____）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宅配ボックスを設置したことが確認できる写真 ※簡易型（バッグ）の場合は、盗難防止措置がわかるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	振込先金融機関の口座名義及び口座番号がわかる書類（コピー可） ※預金通帳等のコピーを提出してください。

※提出前に、全ての書類がそろっているか、申請者欄にチェックをしてください。

振込口座情報	金融機関名		支店名	
	預金種別		口座番号
	フリガナ			
	口座名義人			

窓口使用欄

受付日：

受付No.：

申請者	<input type="checkbox"/> 本人	続柄：	確認：
	<input type="checkbox"/> 本人以外		

様式第2号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

住 所 魚津市
氏 名

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金については、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付して交付し、併せて交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長



- 1 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間保存しなければならない。
- 2 市長は、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱第9条の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命じるものとする。

様式第3号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

住 所 魚津市
氏 名

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金については、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



交付しない理由

様式第4号（第9条関係）

魚津市指令 第 号

住 所 魚津市
氏 名

魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付決定及び額の確定
取消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付決定及び額の確定のあった魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金については、魚津市宅配ボックス導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の理由で交付を取り消したので通知します。

年 月 日

魚津市長



取り消す理由